

## Newsletter

April 2019

### Information

- はじめに
- 合意なきブレグジット後の EU 法の取り扱い
- 輸出管理
- 制裁
- 結論

## 輸出管理と制裁：合意なきブレグジットの影響

### はじめに

英国議会においては EU 離脱協定案が三度否決され、EU が今年 10 月末まで離脱期限を延期を合意したものの、合意なきブレグジットの可能性が払拭できない状態が続いている。合意なきブレグジットが実際に生じた場合には、制裁および輸出管理について、重要な問題が発生する可能性が否定できない。これらの問題は、英国および EU で活動する企業に影響を与える可能性が高く、想定される事態に向けて状況を理解をし準備しておく必要がある。

### 合意なきブレグジット後の EU 法

合意なきブレグジット後の英国は、EU にとって「第三国」となる。ブレグジット関連法の中核を成す 2018 年欧州連合離脱法の規定では、英国が EU から離脱した日に EU 法は事実上凍結され、英国の法律に組み込まれる。引き継がれる EU 法の改正については、英国議会が今後決定し、新たな英国法として決議されると思われる。逆に言えば、離脱合意が、現在英国と EU 間で議論されている内容と実質的に近い状態で可決される場合、現行の EU 輸出管理および制裁規定は移行期間中も引き続き適用されることになる。

### 輸出管理

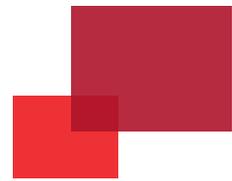
英国が EU にとって第三国となれば、輸出管理の面で大きな影響がある可能性が高い。企業は製品、サービス、テクノロジーの輸出において必要なライセンスを確保するために、下記の点の検討が必要である。

- 新たなライセンス要件により英国と EU 間の貿易にどのような影響があるか理解する。
- 現状、輸出管理対象品目の輸出が英国当局が発行するライセンスのもとで EU27 カ国から行われているか、EU27 カ国の当局が発行するライセンスのもとで英国から行われているかを確認する。
- 英国からの輸出を行うために、英国内で輸出法人を設立する、および EU からの輸出を行うために EU 内で輸出法人を設立することを検討する。

英国では、合意なきブレグジットに至った場合に輸出管理レジームを変更するための法案が準備されている。こうした法案には、「2019 年デュアルユース品目および小火器等における貿易等（修正）（EU 離脱）規制法<sup>[1]</sup>」や「2019 年輸出管理（修正）（EU 離脱）規制法<sup>[2]</sup>」などがある。

### 製品の輸出管理状況

とはいえ、英国は当面、2008 年英国輸出管理令の維持、および民生と軍事の両方の用途がある特定の製品、ソフトウェア、テクノロジーに管理を適用する EU 規制 428/2009（「デュアルユース規制」）の英国法での採用を通じて、これまでと同じ製品輸出管理を適用すると思われる。



また、英国は当然、現在の EU 輸出管理の基礎となる国際的な枠組みや協定への参加を維持することになるため（ワッセナーアレンジメント等）、合意なきブレグジットの後に英国の輸出管理リストが大きく変わる可能性は低いと思われる。

欧州委員会は、緩慢にはあるが、デュアルユース規制を更新する一連の施策を提案しており、これにはサイバー監視品目に対する独自の管理カテゴリー、および人権関連の新たな最終用途キャッチオール規制が含まれる。これらの提案が新たな欧州議会で支持を得た場合、ブレグジット後の英国がこうした変更を自国の輸出管理体制でも採用するかは不透明である。英国政府は、こうした提案について若干の懸念を表明しており、武器輸出管理委員会の最近の報告に対する政府回答では、英国政府は「欧州委員会の目標に反対しない」ものの、「新たな輸出管理は、実践的、実施可能かつ明確でなければならないとしている。<sup>[3]</sup> したがって EU と英国の輸出は、この点で将来の歩みを大きく分かつ可能性がある。

### 輸出ライセンスの申請に関する評価基準

英国は、今後も Consolidated EU and National Arms Export Licensing Criteria.（統合的 EU・各国武器輸出管理基準）に従って輸出管理ライセンスの申請を評価すると思われる。

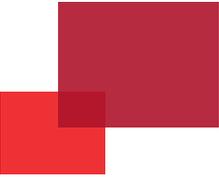
### 英国から EU への輸出

現在、EU 圏内における大半の品目の輸出は、ライセンスを必要としない（一定の記録保管と書類に関する要件のみ。但し、例外として、軍物品目（特にデュアルユース規制の付属文書 IV に記載された注意を要するデュアルユース品目）、または英国の輸出者が追加の加工を行わずに品目が EU 外に再輸出されることを知っている場合の英国から EU27 カ国に対する輸出が含まれる）。

合意なき離脱に至った場合、これまで不要であった英国から EU へのデュアルユース輸出につき、ライセンスが必要となる。

輸出者の管理負担を減らすため、英国政府は英国から EU 加盟国へのデュアルユース品目の輸出を対象として一般公開輸出ライセンスを（以下「EU-27 OGEL」）を導入した。<sup>[4]</sup> 一般公開輸出ライセンスである EU-27 OGEL は、書面して事前に発行され、輸出者は利用前にオンラインで登録しなければならない（政府の SPIRE ライセンスポータルサイト<sup>[5]</sup>を使用）。SPIRE で登録するには、企業／個人は、英国の居住者または英国で設立された組織であるか、英国で設立された法人を所有していなければならない。この要件は、英国会社登記所で支店を登記することで満たすことができる。英国 VAT 番号を取得すればこの英国ライセンスが申請できるかどうか、またライセンスを申請する法人が英国で設立される、という要件の意味するところについては現段階では必ずしも明らかでない。輸出者は現在、EU-27 OGEL に登録できるようになっているが（また、推奨されている）、ライセンスは合意なきブレグジットが現実になった場合にのみ有効となる。

EU-27 OGEL は、デュアルユース規制の付属文書 IV に記載された要注意品目を除き、付属文書 I のすべての品目の輸出を許可するものである。付属文書 IV の品目については、EU 加盟国間での輸出についてもライセンスが必要で



あるため、合意なきブレグジットの後も状況は大きく変わらない。EU-27 OGEL は、チャンネル諸島への同品目の輸出も対象とする。

このライセンスは、一定の、WMD または最終用途が軍事目的となる懸念がある品目の輸出は許可しない。また、輸出者が品目の最終仕向地が EU27 カ国以外の第三国であることを認識しており、かつ、さらなる輸出の前に加工または処理を行わない場合、輸出を許可しない。しかし、この制限にはきわめて有用な除外規定があり、「最終仕向地への直接の輸出につき、輸出者が保持している一般的な許可、一般公開輸出ライセンス、または国務大臣から輸出者に与えられた個別の輸出ライセンスによって許可される」場合、上記の輸出も許可される。

輸出者が EU-27 OGEL への登録を済ませると、輸出文書および記録保管に関するものを含むライセンス条件さえ満たせば、さらなる許可を必要とせずに利用できる。

### EU から英国への輸出

上記に対応して、これまでライセンスが必要でなかった EU から英国への輸出も影響を受ける。

こうした混乱に対処するため、欧州議会および欧州委員会は、EU 一般輸出許可番号 EU001（「UGEA 001」）のリストに英国を含めることを決定した。これは、低リスクのデュアルユース品目につき、EU から特定の低リスク法域への輸出を促進する（現在は、オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、スイス（リヒテンシュタインを含む）、米国が対象）。<sup>[6]</sup>

重要な点として、UGEA 001 はデュアルユース規制の付属文書 I に記載された品目の輸出を許可しているが、付属文書 IV の要注意品目、およびその他特定品目を除外している点は注意を要する。

一般に、UGEA 001 を利用する EU の輸出者は、設立された加盟国の管轄当局に対して、最初の輸出が行われてから 30 日以内にライセンスの最初の使用を通知しなければならない。しかし、一部の EU 加盟国では、事前登録が必要であったり、その他の要件が適用されたりする可能性もあるので、これらの要件も注意を要する。

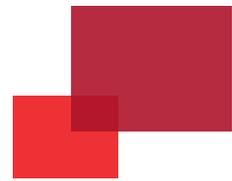
また、UGEA 001 の対象国のリストに英国が追加されたとはいえ、英国が EU の第三国となることから、EU の輸出者が英国への輸出を行う際には、軍事および WMD 関連の「最終用途」としての規制を依然検討しなければならない。

### 英国/EU から他の地域への輸出

現在、英国は EU 輸出管理体制の柔軟性によるメリットを得ているといえ、ある加盟国から発行された輸出ライセンスが、他の加盟国からの輸出でも有効になることがある。合意なきブレグジット後の英国は、こうした柔軟性によるメリットを失う可能性があり、輸出者はは対応する必要がある。

既存の英国輸出ライセンスは、EU27 加盟国からへの輸出において無効となり、輸出者は必要に応じて他の EU 加盟国から新たなライセンスを取得する必要がある。

英国からの輸出についても、他の加盟国から発行されたライセンスによるメリットを得ていたが、今後はこのメリットがなくなる。



また英国は、英国法のもとで、既存の EU 一般輸出許可を維持するとされている（以下、「保持される一般輸出許可（rGEA）」）。rGEA は、英国からの輸出にのみ適用される。上述の UGEA 001 に加え、今後保持されるその他の EU 一般輸出許可には、一定の仕向地に対する特定のデュアルユース品目の輸出（EU002）、修理／交換後の輸出（EU003）、展示会または見本市のための一時的な輸出（EU004）、通信（EU005）、化学製品（EU006）がある。

英国の国際通商省輸出管理局によると、既存の EU 一般輸出許可の保持者が、英国のライセンスシステムを通じてライセンスの使用を登録する場合既存の登録が引き継がれるため、合意なきブレグジット後も対応する rGEA の使用を再登録する必要はない。

しかし、EU の GEA 保持者が英国のライセンスシステムで登録されない場合には、英国からの輸出に関して無効になり、新たな rGEA を申請する必要があると思われる。

トレードコントロール軍事品目取引、不法取引および仲介取引に対する英国の輸出管理（いわゆる「トレード・コントロール貿易管理」）は、2008 年英国輸出管理令に基づいて実施されており、EU 法に基づくものではない（一定のライセンス規定および法的拘束力のない EU 一般軍事リストに基づくものを除く）。そのため、合意なきブレグジットに至った場合の英国の軍事輸出およびトレードコントロールに対する影響は限定的となろう。

### 最終用途に基づく管理

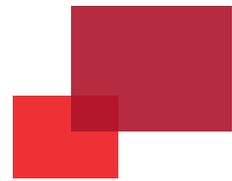
現在の軍事および WMD 最終用途の「キャッチオール」規制は、デュアルユース規制第 4 条に基づくものであり、デュアルユース規制を英国法に組み込むことで英国内で保持されると思われる。しかし、上記でも述べたように、EU レベルで合意される可能性がある追加的な最終用途管理を英国が後日採用するかどうかは不透明である（EU 全域を対象する人権関連の最終用途管理に関する物議を醸している提案等）。

## 制裁

英国政府による経済制裁は、(i) 国連加盟国としての制裁、(ii) EU 加盟国としての制裁、あるいは(iii) 英国独自の制裁に分類できる。しかし、英国で現在施行されている制裁措置の大半は、EU 加盟国として、英国において現在直接の影響を持つ EU の決定および規制に基づくものである。

合意なき離脱が実現した場合、EU レベルで合意された制裁関連法は英国で自動的に適用されなくなり、英国は独自の制裁体制を導入および実施することになる（国連制裁は除く）。上記検討した輸出管理と比べれば、制裁の観点では、合意なき離脱の影響は、すぐには表れないと思われるが、英国で事業を行う企業にとって今後の動向を追うことは重要であり、以下の点に留意が必要である。

- 英国独自体制の導入の動向に注視し、EU レベルで合意されている範囲を超えた英国独自の制裁をどの程度適用するかを含め、変更が実施されたときに対応できるようにする。。
- ロシアでの取引、及びロシア法人（またはその子会社）との取引への影響が大きい可能性があるためこれらの取引に生じ得る影響を特に検討する。



英国のブレグジット後の制裁に関する法的枠組みを定める主要な法律として、2018年制裁・マネーロンダリング対策法（「SAML 2018」）があり、SAML 2018の枠組みの下で、ブレグジット後の特定の制裁に関する下位法令の公布も開始され

た。SAML 2018の下での英国の制裁法においてすでに公布されている主要地域として、イランとベネズエラがあるが、多くの法域については、下位法令がまだ公布されていない。EU離脱時に英国の新たな法令の準備ができていない場合、英国は既存のEU制裁体制を英国法に移行することになる。

EUの制裁体制を英国法に移行することに加えて、外務・英連邦省（「FCO」）は、SAML 2018の求める条件を満たすか評価するため、「既存のあらゆるEU制裁指定の徹底的な見直しを行っている」と発表した。FCOがEUの制裁指定がSAML 2018における法的検証を満たさないと判断した場合、この指定は英国法に移行されないことになる。<sup>[7]</sup>

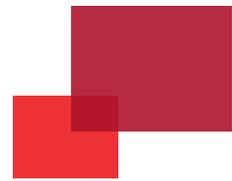
### ブレグジット後の英国の制裁政策

英国は、EUおよび国連レベルで科されている制裁において重要な役割を果たしており、今後も、英国は、政策の観点からおおむね同じ路線を継続すると思われる。

英国が、EU型から米国型の包括的アプローチなどへ大きく路線転換する可能性は低い。英国は、制裁に対する多国間アプローチの利点を認識しており、制裁の適用および実施に関して国連およびEUとの緊密な協力を継続すると思われる。FCOは、制裁に関する英国と米国の「広範な連携」を強調しているが<sup>[8]</sup>、英国が完全に米国型のアプローチに転換する可能性は低いと思われる。

ただし、英国のアプローチは重要な領域でEU方式から乖離する可能性があり、こうした領域は以下のように数多く存在する。

- **ロシアに対する制裁**：英国はロシア制裁に関する下位法令をまだ公布しておらず、英国独自の制裁体制がどのようになるかは不透明である。2014年にロシアに対するEU制裁を導入して以来（ロシアのクリミア併合とウクライナにおける活動を受けた制裁）、英国は「ロシアに対するEUの制裁維持／強化において中心的な役割を果たしてきた」。<sup>[9]</sup> また英国は、EUの化学兵器に対する制裁を導入するにあたり主導的な役割を果たしており、当該制裁はソウルズベリーの神経剤事件の後、2018年10月に採用された。しかし、ロシアに対する英国の制裁実施には批判も存在する。こうした批判には、2018年5月に発行された「モスクワのゴルド：英国におけるロシアの腐敗」（英国庶民院の外交委員会の著名な報告書）などがある。<sup>[10]</sup> したがって、ブレグジット後の英国が、EU全体の同意を得ずにロシアに対してより積極的なアプローチを採用する可能性もある。
- **所有と支配に関する積極的なアプローチ**：2019年2月、英国金融制裁推進局（「OFSI」）は、合意なきブレグジットに至った場合に発効する一般指針案を発表した。<sup>[11]</sup> いくつかの重要な改正の中でも、法人が他の人物に所有または支配されているとみなされる場合の条件について、より積極的なアプローチを採用しようとしている。例えば、この指針では、「その人物が法人の業務を自分の個人的要望に沿って遂行できると合理的に考えることができる」場合に条件が満たされるとする。また、OFSIは、「英国政府は所有または支配された法人／個人を独自に指定する場



合がある」とも述べている。これは、EUよりも米国的なアプローチといえる。

- **法域**：OFSIは、制裁に関して英国の管轄を考えるにあたり、広範なアプローチを採用する可能性がある。OFSIとしては、英国の金融システムを通じて取引を決済する場合には、制裁の観点から英国の管轄となるとしており、合意なき離脱後もこの立場を維持する可能性が高い。OFSIはまた、英国法人の海外子会社の活動に関して、より積極的なアプローチを採用する可能性がある。
- **ライセンス**：SAML 2018のもとでは、OFSIは、EUの制裁法のもとでのより厳しいライセンス許諾条件によって制約を受けないため、英国は、制裁ライセンスに関してより柔軟になる可能性が高い。ただし、英国ライセンスは、制約を受けるサービスのEU加盟国からの輸出／提供、またはEU加盟国市民の活動をカバーしなくなる可能性が高いことに注意する必要がある。

英国は、EUブロッキング規制を英国法に組み込むと思われる。英国政府がこの法律を修正または廃止する兆候は見られない。

#### ブレグジット後のロシアのセクター別制裁

EU規制 833/2014 は、EU内の人々がロシア経済の特定セクターでの取引、および特定の法人と取引を行うことを制限することで、ロシアに対してセクター別制裁を科している。英国のEU離脱およびその後の第三国としての地位は、概要として示す以下の点をはじめとして、企業に多大な影響を及ぼすだろう。

- 同規制第5条において、EU加盟国市民は同規制の付属文書に掲載された特定法人の特定の譲渡可能な証券／短期金融市場商品を取引すること、または満期が30日を超える新たな融資や与信をこれらの法人に提供することが制限されている。これらの法人には、金融機関のSberbank、VTB Bank、Gazprombank、Vnesheconombank (VEB)、Rosselkhozbank、石油企業のRosneft、Gazpromneft、Transneftが含まれる。重要な点として、これらの制限はEU外で設立された過半数所有子会社にも適用されるが、EU子会社には適用されない。英国がEUの第三国となった場合、英国で設立されたこれらの法人の子会社に対してこの適用除外規定が適用されなくなる。この適用除外規定の廃止は、企業に大きな影響を与えると思われる。
- 同規制の第5(3)(a)条では、EUと第三国間で行われる禁止対象外の製品の取引に対して資金を提供する場合には、満期が30日を超える融資または与信を別紙掲載企業に提供することについて、禁止の除外が定められている（一般に「トレード・ファイナンス・エグゼンプション（除外）」と呼ばれる）。合意なきブレグジットの後、英国からの輸出または英国への輸入に関する資金提供はこの除外の対象とならない。
- また、技術支援および仲介サービス（例：同規制の付属文書IIに記載された石油・ガス関連品目に関するもの）のライセンスが与えられた場合、EU加盟国のライセンス当局は、そのEU加盟国の法人に対して与えられたライセンスがこの法人に雇用されたすべてのEU市民に適用されるとみなすと思われる。しかし、合意なきブレグジットに至った場合、こうし

## 本ニュースレターに 関するお問い合わせ先



Sunny Man  
Partner  
+44 20 7919 1397  
[sunny.mann@bakermckenzie.com](mailto:sunny.mann@bakermckenzie.com)



Ross Denton  
Partner  
+44 20 7919 1978  
[ross.denton@bakermckenzie.com](mailto:ross.denton@bakermckenzie.com)



Jennifer Revis  
Partner  
+44 20 7919 1381  
[jennifer.revis@bakermckenzie.com](mailto:jennifer.revis@bakermckenzie.com)



Tristan Grimmer  
Partner  
+44 20 7919 1476  
[tristan.grimmer@bakermckenzie.com](mailto:tristan.grimmer@bakermckenzie.com)



[日本語版(Japanese version)]  
Kana Itabashi  
Partner  
+81 3 6271 9464  
[kana.itabashi@bakermckenzie.com](mailto:kana.itabashi@bakermckenzie.com)

た EU 内であることを理由とする法的基盤は失われ、英国で発行されたライセンスは EU27 加盟国市民の活動を対象としないことになる（逆のケースも同様）。

## 結論

合意なきブレグジットの可能性は引き続き否定できず、制裁および輸出管理の観点から企業に大きな混乱を与えている。企業は、英国が EU 加盟国から EU にとっての第三国へと地位を変えることによる変化を理解し、これに備える必要がある。

[1] <http://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2019/9780111182673/introduction>

[2] [http://www.legislation.gov.uk/uksi/2019/137/pdfs/uksi\\_20190137\\_en.pdf](http://www.legislation.gov.uk/uksi/2019/137/pdfs/uksi_20190137_en.pdf)

[3] <https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/cmselect/cmquad/1789/1789.pdf>

[4] <https://www.gov.uk/government/publications/open-general-export-licence-export-of-dual-use-items-to-eu-member-states>

[5] <https://www.spire.trade.gov.uk/spire/fox/espire/LOGIN/login>

[6] 2019 年 3 月 27 日に「オフィシャルジャーナル」で修正が発表された。<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.LI.2019.085.01.0020.01.ENG&toc=OJ:L:2019:085:TOC>

[7] <http://data.parliament.uk/writtenevidence/committeeevidence.svc/evidencedocument/foreign-affairs-committee/global-britain-the-future-of-uk-sanctions-policy/written/94581.pdf>

[8] 同上

[9] 同上

[10] <https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/cmselect/cmcaff/932/932.pdf>

[11] [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/775675/Post\\_EU\\_Exit\\_-\\_Financial\\_Sanctions\\_-\\_General\\_Guidance.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/775675/Post_EU_Exit_-_Financial_Sanctions_-_General_Guidance.pdf)